

# 落札者決定基準

簡易型・施工実績審査タイプ（加算方式）

工事名：東線道路新設工事

## 1 落札者の決定方法

本工事は、次の方法により価格、技術評価項目及び施工体制を評価し、落札者を決定する。

### (1) 価格の評価（価格評価点の算出）

予定価格内で応札した者には、積算能力評価点として20点を付与する。

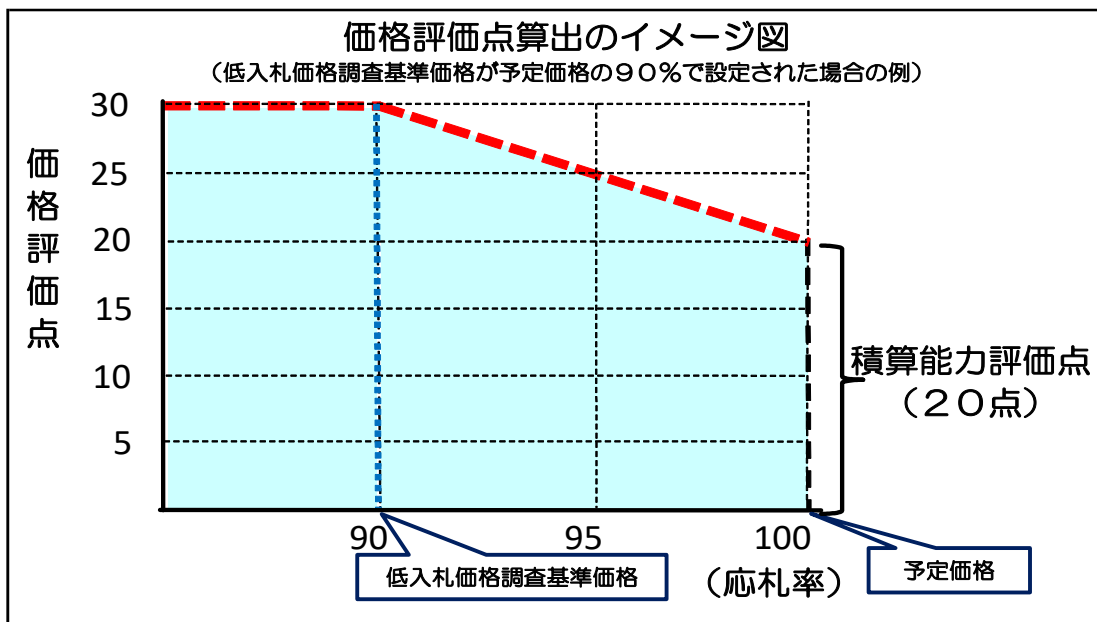
なお、各応札者の価格評価点の算出方法は以下による。

ア 低入札価格調査基準価格以上予定価格以下で応札した者

$$\text{価格評価点} = 100 \times \{1 - (\text{入札額} / \text{予定価格})\} + 20$$

イ 低入札価格調査基準価格未満で応札した者

$$\text{価格評価点} = 100 \times \{1 - (\text{低入札価格調査基準価格} / \text{予定価格})\} + 20 \text{ (一定)}$$



### (2) 技術評価項目の評価（技術評価点の算出）

技術評価項目の評価は、入札参加資格を有する者には申請内容により次表に基づき技術評価点を付与するものとし、技術評価点の最高点数は6、25点とする。

表A

標準評価項目

技術評価項目		評価基準		施工実績審査タイプ			
				評価点	配点	小計	
企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得		0.50	0.50	2.00	
		上記以外		0.00			
	地域精通度（施工実績） ※過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	小樽市又は石狩市		1.50			1.50
		小樽市又は石狩市に隣接する市町村		1.00			
		石狩振興局又は後志総合振興局管内		0.50			
なし		0.00					
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士		1.00	1.00	1.50	
		一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士		0.75			
		二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士（有資格期間10年以上）		0.50			
		二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士（有資格期間5年以上）		0.25			
	上記以外		0.00				
主任（監理）技術者の継続教育		CPDの証明あり（推奨単位以上取得）		0.50	0.50		
なし		なし		0.00			
担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用あり（管理組合で年1回適用）		0.50	0.50	0.50	
		なし		0.00			
地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	小樽市又は石狩市		1.00	1.00	2.25	
		小樽市又は石狩市に隣接する市町村		0.50			
		入札参加資格の要件に設定した地域範囲内		0.00			
		災害時の協力等		0.25			
	なし		0.00				
地域経済への波及	地域企業の活用	地域内企業の活用比率	20%以上	1.00	1.00		
			10%以上20%未満	0.50			
			10%未満	0.00			
計（満点）						6.25	
減点項目		評価基準					
過去6ヶ月の措置による減点		重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり				-1.00	
		総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり				-1.00	

## ア 企業の施工能力

- (ア) ISOマネジメントシステムの評価対象は、有効期限が公告日以後のものとする。
- (イ) 地域精通度（施工実績）の対象は、北海道の各総合振興局（振興局）建設管理部、建設部建築局、小樽市、石狩市及び石狩湾新港管理組合が発注し、平成19年4月1日から令和4年3月31日までの期間に完成し、その後引渡が完了した最終請負金額5百万円以上の工事とする。
- (ウ) 施工実績に該当する工事が複数ある場合、入札参加者は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリンズ（工事実績情報サービス）の登録内容確認書（工事实績）の写しを提出する。

## イ 配置予定技術者

- (ア) 有資格期間は、当該工事の公告時点における有資格年数とする。
- (イ) 技術士の分野は、建設部門とする。
- (ウ) 継続教育の種類及び推奨単位は、次のとおりとする。

団 体 名	推奨単位				
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	10ユニット以上	20ユニット以上	30ユニット以上	50ユニット以上	70ユニット以上
(公社)土木学会	25単位以上	—	—	—	—
(公社)日本技術士会	25 CPD時間以上	—	75 CPD時間以上	—	—

(I) 推奨単位の1年間は、令和3年度に取得した単位とする。

(II) 推奨単位の2年間以上は、令和3年度を含めた期間に取得した単位とする。(2年間の場合、令和2年度及び令和3年度の2年間)

(III) 入札参加者が技術評価項目申請書を提出する際、配置予定技術者を特定できず複数の候補者がいる場合は、各候補者の中から評価が最も低い1名で申請することとする。(申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、工事施行成績の減点の対象となる。)

#### ウ 担い手の育成・確保

新規の雇用は、以下いずれかの企業を評価対象とする。

(I) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者を(卒業年度を含む4ヶ年度以内)雇用した企業。

(II) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。

a (I)と(II)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。

- ・ 令和4年4月1日時点で3ヶ月以上の継続雇用関係にある者。(継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者(いわゆる正規雇用)とする。)
- ・ 採用時点において、満35歳未満の者。

b 評価期間の過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの期間)

#### エ 地域の守り手確保

(I) 主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 建設業許可申請書別表(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式1号別表)の「主たる営業所」の欄に記載されているもの。

- b 会社法第27条の本店で、かつ、建設業法第3条の許可を有している営業所
- (イ) 災害時の協力等は、石狩湾新港管理組合との災害協定の有無を評価するものとする。
- (ロ) 地域企業の活用は、請負額に対する、元請及び一次下請企業のうち地域内企業の施工額の割合（活用比率）を評価対象とする。また、地域内企業とは、小樽市又は石狩市に「主たる営業所」が存する企業とする。

「地域内企業活用比率」は、次式により算出する。

$$\text{地域内企業活用比率(\%)} = \left\{ \frac{\text{（自社施工額＋一次下請施工額）のうち地域内企業施工額}}{\text{請負額（予定）}} \right\} \times 100$$

（小数点以下切り捨て）

自社施工額       ： 請負費のうち一次下請施工額以外の金額（税込）  
 一次下請施工額： 元請（自社）から一次下請企業への支払金額（税込）  
 請負額           ： 入札金額（税込）

元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち地域内企業施工額とする。

また、履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。

なお、地域内企業の一次下請施工額は、該当する下請負人選定通知書により確認し、自社施工額は、最終契約額（税込）から、一次下請施工額（総額）を差し引いて確認する。

#### オ 減点項目

- (7) 当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間（令和3年11月から令和4年4月）に、石狩湾新港管理組合が発注する工事において、次に該当する事例があった場合には、技術評価点を減点する。
- a 重要な契約不適合に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償の請求を受けた場合  
 なお、該当の有無は修補（損害賠償）請求日で判断する。
- b 総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った場合  
 なお、該当の有無は工事検査日で判断する。

#### カ 共同企業体

- (7) 各技術評価項目に対する評価方法等は、次表のとおりとする。

技術評価項目		評価方法等
企業の 施工能力	ISOマネジメントシステム	各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。※
	地域精通度（施工実績）	
配置予定 技術者	主任（監理）技術者の資格	各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。
	主任（監理）技術者の継続教育	
担い手の 育成・確保	新規の雇用	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを申請する。
地域の守 り手確保	主たる営業所の所在地	各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。 ※
	災害時の協力等	
	地域企業の活用	共同企業体としての計画を評価する。
減点項目	重要な契約不適合の修補請求	構成員のいずれかに該当事実がある場合に減点する。
	技術評価項目の不履行	

※ 評価点の平均点は、少数第3位切り捨て、2位止めとする。

#### キ 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

##### (ア) 施工実績

共同企業体で施工した場合における施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

##### (イ) 減点項目

共同企業体で施工した工事における重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求、又は総合評価落札方式における技術評価項目の不履行の事例は、各構成員が単独で施工した工事における事例とみなして減点対象とする。

#### ク 合併等の取扱い

##### (ア) 合併の場合

合併の事実発生日が、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請以前の場合は、合併存続会社と合併消滅会社の双方の実績等を評価対象とする。

##### (イ) 事業譲渡の場合

###### a 事業の全部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日以後、譲渡会社の実績等は、譲受会社の実績等として評価対象とする。

###### b 事業の一部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日をもって、譲渡会社の実績等を譲受会社の実績等とすることができきる。ただし、この場合、事実発生日以後の総合評価落札方式による他の入札において、譲渡会社の実績等はすべて消滅したものとみなして、評価対象外とする。

##### (ロ) 会社分割の場合

事業譲渡の場合に準ずる。

(I) (ア)、(イ)において、合併存続会社又は譲受会社が、次のいずれかに該当する場合は、合併消滅会社又は譲渡会社の実績等は、合併存続会社又は譲受会社に継承しない。

- a 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続き開始の申立てがなされた会社である場合。
- b 破産法（平成16年法律第75号）による破産申立てがなされた会社である場合。
- c 精算手続き中の会社（事業活動を目的とせず、精算の目的の範囲内で存続する会社）である場合。
- d 休眠会社（建設業法第29条第3号の規定による許可の取消の要件に該当する事業活動を1年以上休止している会社）である場合。

### (3) 施工体制の評価

ア 予定価格以下、低入札価格調査基準価格以上で応札した者

評価A：＋15点

イ 低入札価格調査基準価格未満、失格基準価格以上で応札した者

評価B：＋5点

ウ 失格基準価格未満

評価C：0点

### (4) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点

### (5) 落札者の決定

ア 地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、(4)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

イ アの評価値の高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## 2 責任の所在

発注者が技術評価項目を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

## 3 技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者、地域の守り手確保（地域企業の活用）に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

## 4 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価された技術評価項目について、受注者が自らの責により遵守することができない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

(1) 配置予定技術者

ア 減点は、交代した技術者の資格、継続教育の合計点が、入札時に評価したものより劣り、評価が下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由を問わず、評価が下がれば減点する。

イ 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

(2) 地域企業の活用の不履行による減点

ア 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、5点とする。